

# 訪問リハビリテーション（介護予防含む）重要事項説明書

## 1. 目的

介護老人保健施設訪問リハビリテーションは、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）に対し、介護保険法の趣旨に従つて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問サービス計画に基づき適正なサービスを提供することを目的とします。

## 2. 運営方針

- 1) 利用者に応じた目標と支援計画を、医療・看護・介護・リハビリテーションの専門職員が協力し、在宅生活を過ごせるようチームで提供し支援します。
- 2) 生活機能の向上を目的に、体力・基本動作能力を計り、維持期リハビリテーションを行います。
- 3) 自立した在宅生活が維持できるよう、施設・財団の持つ機能及び他サービスと連携し総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。
- 4) 各種機関と連携し、地域に根ざした明るく家庭的で開放的な施設を目指す。また、評価・情報公開を行い、サービスの向上に努めます。
- 5) 施設の各職種にわたり、統一した方針のもとサービス提供を行う。職員は施設職員としての自覚を持ち研鑽に励み、優しさのあふれる職場にするよう努めます。
- 6) 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービス提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じ利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

## 3. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0263-73-5800  
担当者 岡本 瑞恵（診療部長・作業療法士）

## 4. 介護老人保健施設の概要

### (1) サービス提供場所

特別医療法人 城西医療財団 介護老人保健施設 安曇野メディア  
安曇野市豊科 5633番地1  
介護保険指定番号 2052880016

### (2) 職員体制

管理者 1人（常勤・医師が兼務）  
作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1人以上

### (3) 事業の概要

営業日 月曜日から土曜日 午前8:40から午後5:25  
（指定休日4月又は5月に1日・8月に2日・11月11日  
12月30日から1月3日は除く）  
通常の実施地域 安曇野市

## 5. サービス内容

### 1 訪問リハビリサービス計画の立案

速やかに利用者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき協議の上行います。

### 2 機能訓練

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が医師の指示の下機能訓練を行います。

## 6. 利用料金

- 1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用料の額は国が定める基準によるものとし、介護老人保健施設が法定代理サービスであるときは、利用料の1割の支払いを受けるものとします。
- 2) サービス提供地域以外の訪問に関わる交通費は実費徴収とします。

## 7. 支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を送付致します。月末までにお支払い下さい。  
お支払い方法は、当施設事務所にてお願い致します。

## 8. 手続き

### (1) 利用開始

お電話か来所頂き、ご相談させていただきます。

\*居宅サービス（介護予防サービス）計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談下さい。

### (2) 利用終了

利用者及び当施設からの解除・終了（約款事項を参照下さい）  
利用者が亡くなられたとき。

## 9. 利用に当たっての留意事項

### 1) 体調確認

訪問サービスが提供できるか体調確認を行います。サービス継続が困難な場合は中止させていただきます。

### 2) サービスの中止・変更

体調不良等でサービスを中止・変更する場合は、朝8：30までに連絡下さい。

## 10. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育し、違反した場合は、就業規則の定めにより処罰いたします。

## 11. 事故発生の防止及び発生時の対応

安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のためのマニュアル（事故対策）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整えます。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行うとともに、速やかに市町村に報告します。

## 12. 高齢者虐待防止

高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。また、虐待（疑われる場合を含む）を発見した場合には速やかに関係機関に通報します。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を設置します。
- (2) 虐待防止のための指針を整えます。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的に開催します。
- (4) 虐待を防止するための研修を実施します

### 13. 苦情・相談

当施設ご利用者の苦情・相談担当

担 当 岡本 瑞恵（診療部長）

受付時間 月～土曜日 8：40～17：25

電 話 0263-73-5800

苦情等を申し立てたことにより、利用者及び扶養者に不利益な扱いは致しません。また、万が一不利益な扱いを受けた場合は、施設として責任ある対応をとりますので、その旨申し出てください。

（当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、国保連合会等の苦情申立機関に苦情を伝えることができます 国保連合会 介護保険課 026-238-1580 ）